

諮問日：令和6年6月18日（令和6年度（個）諮問第5号）

答申日：令和6年11月22日（令和6年度（個）答申第8号）

件名：釧路家庭裁判所における申出人の苦情相談に関する資料、特定期間の超過勤務の状況が分かる資料及び健康管理医の診察を受けたことに関して作成された全てが記録された保有個人情報の一部不開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙1記載のと通りの苦情申出人に係る保有個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）の開示の申出に対し、釧路家庭裁判所長が、別紙2記載の各文書（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は妥当である。

第2 事案の概要

本件は、裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第4に定める開示の申出に対し、釧路家庭裁判所長が令和6年1月22日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第8の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第8の2に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

他に記録が本当に存在しないか不明である。苦情相談に関する対応経過を詳細に明らかにすべきである。

釧路地家裁が最初に苦情相談を知った記録である令和3年特定月に最高裁から札幌高裁を通じて釧路地家裁へ転送されたメール（以下「本件転送メール」という。）が存在するはずである。最高裁は、これについて廃棄済みであると主張するが、苦情相談申立書のほかにも苦情申出人が公平課に追送した文書があるはずであり、それらの取扱いが一切述べられていない。依然として苦情相談の対応は終わっておらず、当該文書の目的は果たされたとはいえないから、文書は存在するはずである。

令和4年特定月日特定時刻頃に苦情申出人から釧路地方・家庭裁判所長に送信したメール（以下「本件送信メール」という。）が含まれていない。所長のアドレス部分が黒塗りとなっており、開示済みとはいえない。

苦情申出人が健康管理医との面談時、立ち会っていた総務課長が作成した記録、医師の診断・意見書等、そのほか一切の記録が、作成又は取得していないとのことであるが、総務課長は執務時間中に職務として立ち会い、メモ（以下「本件メモ」という。）を取っていたから、そのメモは開示すべきである。それに基づいて作成された報告書も存在するはずである。開示を求めた記録は総務課長作成メモだけではなく、医師の診断・意見書等を含む。その診察（面談）を踏まえ、健康管理上の指導区分決定がされたのであるから、その判定や決裁の文書及び前提となる判断資料が存在するはずである。

苦情申出書で記載したほか、苦情申出人が、釧路地裁、釧路家裁、釧路地裁へと異動した際の引継ぎ時の記録が開示されていない。

黒塗り部分の全てにつき、不開示事由に該当しない。特に、釧路地裁が行った求意見及びこれに対する上級庁（最高裁、札幌高裁）からの回答は、人事事務支障には該当しない。釧路地家裁と上級庁とやり取りを踏まえて、釧路地家裁から苦情申出人に対応がされたのであるから、その内容は上級庁からの回答と一致しているはずである。苦情相談は、公平課において、職員と職場との間に立って公平、中立的な観点から行われるものであり、一般行政庁では人事院が扱うものである。公平課と釧路地家裁との関係は一般的な上級庁と下級庁との関係ではなく、相談機関と一方当事者という関係にある。これで人事事務支障が認められるのであれば、苦情相談の公平性・中立性を否定することとなる。

本件においては、裁量的開示がされるべきである。苦情申出人としては、裁判所内部のコンプライアンス上の制度が適正に機能していない以上、他の方法でこの問題を追及したいと考えており、本件開示申出については、個人の権利利益を保護するために特に必要があると認め、取扱要綱第4の3により開示さ

れるべきである。

本開示申出は、令和4年9月5日の開示申出から令和6年1月22日という長期間にわたり開示期限延長を繰り返した末、開示されたものである。このような開示期限延長は延長権の濫用であり、全面的不開示と同視できる。苦情申出人は、開示を受け、内容を精査の上、公務災害補償請求の資料として利用する予定であったが、延長繰り返して苦情申出人が何もできない間に、最高裁判所事務総長から令和5年特定月日付けで特定結果通知がされた。開示までの期間は事案によって異なるとはいえ、開示期限の延長繰り返しは常態化しており制度が機能していない。情報公開・個人情報保護審査委員会におかれては、こうした点についても言及してほしい。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 釧路家庭裁判所は、本件対象文書に記録された苦情申出人に係る情報を本件対象個人情報として特定し、令和6年1月22日付け保有個人情報開示通知書（以下「本件通知書」という。）別紙の「開示しないこととした部分とその理由」欄記載のとおり一部不開示の判断を行った。
- 2 苦情申出人は、本件転送メールが存在する旨主張している。苦情申出人の主張に係る電子メールは、苦情申出人から提出された「苦情相談申立書」を、最高裁判所事務総局人事局公平課から釧路家庭裁判所へ転送するために送信されたものであり、事務処理上必要な期間が満了したときに廃棄する短期保有文書に該当するところ（平成24年12月6日付け事務総長通達「司法行政文書の管理について」（以下「管理通達」という。）記第4の3の(4)、同日付け秘書課長通達「最高裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」記第11の2の(5)）、釧路家庭裁判所において「苦情相談申立書」の転送を受けることによって所要の目的が達せられており、廃棄済みである。
- 3 苦情申出人は、本件送信メールが存在する旨主張しているが、苦情申出人の主張に係る電子メールは本件通知書の別紙記載の番号13の文書として開示済

みである。

- 4 苦情申出人は、同人が健康管理医と面談をした際に立ち会った総務課長が取っていたメモやこれに基づいて作成された報告書面が存在する旨主張しているが、当該メモは個人の備忘として作成されていたものであり、司法行政文書には該当せず、その他苦情申出人が主張するような報告書面は存在しなかった。

なお、当該面談は、裁判所の健康管理医が苦情申出人の指導区分を決定するために行われたものであるから、同席していた総務課長において苦情申出人が主張するような報告書面を作成しなければならないというものではない。

- 5 苦情申出人は、不開示部分のうち、特に、釧路地方裁判所が上級庁に行った求意見及びこれに対する上級庁からの回答を開示することには人事事務支障がない旨主張している。別紙2記載の番号1から11まで、14から17まで、22から27まで、31、32、34、35、37、38及び40の各文書の不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）がこれらに該当するが、本件不開示部分に記載されているのは、職員である苦情申出人からなされた苦情相談への対応方針を組織内部において検討する段階での具体的な検討過程であるところ、このような情報が開示されることとなれば、今後、苦情相談に係る対応方針についての組織内での十分な検討が阻害されるおそれがある。したがって、本件不開示部分は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）78条1項7号に規定する不開示情報に相当する。

また、苦情申出人は、黒塗り部分全てについて不開示事由に該当しないとも主張するが、本件不開示部分以外の不開示部分を不開示とした理由は、本件通知書の別紙の「開示しないこととした部分とその理由」欄記載のとおりである。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和6年6月18日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受

- ③ 同年7月29日 苦情申出人から意見書を收受
- ④ 同年10月18日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年11月15日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件対象文書以外の本件対象個人情報記録した司法行政文書の存否について

(1) 本件転送メールは存在するはずであるとの苦情申出人の主張について、最高裁判所事務総長は、短期保有文書として廃棄済みであると説明する。これに対し、苦情申出人は、苦情相談の対応が終わっていない以上、当該文書の目的が果たされたとはいえない旨反論している。最高裁判所事務総長の説明によれば、本件転送メールは、苦情申出人から提出された「苦情相談申立書」を、最高裁判所事務総局人事局公平課から釧路家庭裁判所へ転送するために送信されたものであるということであるが、本件転送メールを短期保有文書として扱ったことが不合理であるとはいえず（管理通達記第4の3の(4)参照）、その廃棄については、事務処理上必要な期間が満了したときに行うことができるかとされているところ（平成24年12月6日付け秘書課長通達「下級裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」記第11の2の(5)）、苦情相談が終了するまで苦情相談申立ての内容について記録しておく必要はあるとしても、本件転送メールの性格からは当該文書を必ず保存しておくべき必要があるとまでは考えられない。したがって、本件転送メールが廃棄済みであるという上記最高裁判所事務総長の説明が特段不合理であるとはいえない。

(2) 次に、本件送信メールは存在するはずであるとの苦情申出人の主張について、最高裁判所事務総長は、別紙2記載13の文書として開示済みであると説明する。本件対象文書を見分した結果、上記最高裁判所事務総長の説明するとおりの事実が認められた。これに対して、苦情申出人は、所長のアドレ

ス部分が黒塗りとなっているため開示済みとはいえないと主張するが、当該主張には理由がない。

(3) また、本件メモやそれに基づく報告書が存在するはずであるとする苦情申出人の主張については、最高裁判所事務総長は、当該メモは個人の備忘として作成されていたものであり、司法行政文書には該当しない旨説明する。この点に関して、当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、苦情申出人が健康管理医と行った面談は、裁判所の健康管理医が、苦情申出人の健康管理上の指導区分を決定することを目的として行ったものであり、面談の主体及び指導区分の決定権者は健康管理医であること、当該指導区分の決定は面談を踏まえて、直ちに、健康管理医によって行われたことが認められた。これらの事実を照らすと、本件メモは、上記面談に立ち会った総務課長が自らの備忘のために作成した個人的なメモであり、それが釧路家庭裁判所における何らかの組織的な意思決定のために用いられることを予定して作成されたものではないと認めることができる。そして、健康管理医による健康管理上の指導区分の決定がされている以上、本件メモを組織的に共用すべき必要性も認められないし、上記面談に立ち会った際に見聞したやり取りを書面によって報告するまでの必要性も認められず、そのような報告書等の作成が求められたといった事情もうかがわれない。したがって、本件メモが個人の備忘として作成されたものであり司法行政文書に該当しないとする最高裁判所事務総長の説明が不合理であるとはいえず、裁判所が組織的に共用していないことが不自然であるともいえない。また、そうである以上、本件メモに基づき作成された報告書等が存在しないことも不自然ではない。

(4) さらに、苦情申出人は、苦情申出人が、釧路地方裁判所、釧路家庭裁判所、釧路地方裁判所へと異動した際の引継ぎ時の記録が開示されていないとも主張するが、当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、釧路地方裁判所及び釧路家庭裁判所は同一の庁舎に所在しており、一定の業務を両庁で合同実

施しているところ、苦情申出人からの本件苦情相談には両庁が合同実施している業務に関する苦情が含まれていたこと、また、両庁所属の職員の苦情相談事務は釧路家庭裁判所の総務課長らが主として担当していたことから、釧路家庭裁判所の総務課長らを主管として本件苦情相談の対応に当たることとなったこと、このような経緯により、苦情申出人の所属にかかわらず本件苦情相談に関する司法行政文書はいずれも釧路家庭裁判所で作成され、札幌高等裁判所及び同高等裁判所経由で最高裁判所とやりとりを行ったのも釧路家庭裁判所であること、別紙1記載3に記載の健康管理医の診察を受けた際に同席していた総務課長の所属も釧路家庭裁判所であることがそれぞれ認められた。これらの事実を照らすと、苦情申出人の釧路地方裁判所と釧路家庭裁判所との間の異動に際して引継ぎ時の記録等が作成される必要性は認められず、かかる文書が作成されていないとしても不自然ではない。

(5) 以上のとおり、釧路家庭裁判所が、本件対象文書以外に本件対象個人情報を記録した司法行政文書を保有しているとは認められない。

2 本件不開示部分の不開示情報相当性について

本件対象文書を見分した結果、本件不開示部分には、苦情申出人からなされた苦情相談への対応方針に関する具体的な検討内容（検討の過程を含む。）が記載されているものと認められる。最高裁判所事務総長は、このような情報が開示されることとなれば、今後、苦情相談に係る対応方針についての組織内の十分な検討が阻害されるおそれがある旨説明するが、この説明に特段不合理な点はない。

これに対し、苦情申出人は、釧路地家裁と上級庁とやり取りを踏まえて、釧路地家裁から苦情申出人に対応がされたのであるから、その内容は上級庁からの回答と一致しているはずである旨主張するが、本件不開示部分には、上記のとおり検討の過程を含む具体的な検討内容が記載されている上、そもそも苦情相談への対応方針に関する具体的な検討は、対応の相手方に明らかにしないこ

とを前提に初めて支障なく円滑・適正に行うことができるものといえるから、上記主張は採用できない。また、苦情申出人は、公平課と釧路地家裁との関係は一般的な上級庁と下級庁との関係ではなく、相談機関と一方当事者という関係にあるから人事事務支障を認めるべきではないことなどを主張するが、法78条1項7号に規定する不開示情報に相当する理由は上記のとおりであり、上記主張はこれを左右するものではない。

さらに、苦情申出人は、裁量的開示がされるべきであるとも主張するが、取扱要綱記第4の3の要件を満たすものとは認められない。

- 3 苦情申出人は、開示申出から不開示通知に至るまで1年5か月以上を要した点について、延長権の濫用であり、全面的不開示と同視できる旨述べて、処理が不当である旨主張するが、同主張は原判断の当否に関する苦情には当たらない。

なお、この点について付言すると、当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、釧路地方裁判所及び釧路家庭裁判所においては、本件保有個人情報開示申出を含む関連する保有個人情報開示申出を各1件ずつ（申出内容はそれぞれ3件ずつ）、これらと内容を同じくする司法行政文書開示申出を各1件ずつ、苦情申出人からのその他の保有個人情報開示申出及び司法行政文書開示申出を両庁合計で14件（申出内容は両庁合計で42件）受けており、釧路地方裁判所及び釧路家庭裁判所において、これらの開示申出のそれぞれについて、申出事項の整理、対象文書の特定及び不開示部分の検討を並行して行う必要があったほか、本件及び本件と同日に開示通知書を発出した保有個人情報開示申出について、対象文書がそれぞれ多量に上ったことにより、不開示部分の検討に更に時間を要したことが認められた。これらの事実を照らせば、釧路家庭裁判所において、迅速な処理がされたとはいえないが、事務処理に時間を要する事情もうかがうことができ、一連の作業を遂行する上で相応の時間を費やしたことにやむを得ない面もあったものと認められる。

- 4 以上のとおり、原判断については、釧路家庭裁判所において本件対象文書以外に本件対象個人情報記録された文書を保有していないと認められ、また、本件不開示部分が法78条1項7号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 長戸 雅子

委員 川神 裕

別紙 1

- 1 本件苦情相談に関する資料（最高裁、札幌高裁とのやりとり（伺い、手書きメモ）、内部の決裁関係、相談者との対応記録、担当者の手書きメモなど一切を含む。）の全ての保有個人情報
- 2 令和4年4月から開示申出日までの間の、苦情申出人の超過勤務の状況が分かる資料（超過勤務命令に関する記録）、時間外入退庁簿などの保有個人情報
- 3 苦情申出人が健康管理医の診察を受けたことに関して作成された全ての記録（同席した総務課長が作成した記録、医師の診断・意見等、そのほか一切の記録）の保有個人情報

別紙 2

- 1 決裁票（R 4. 1. 2 1 作成の標題「A 書記官からの苦情申立てに対する対応案について」）
- 2 釧路地裁民事部職員からの苦情申立てに対する対応方針について（求意見）（令和 4 年 1 月●●付）
- 3 釧路地裁民事部職員からの苦情相談について（R 4. 1. 1 1 付）
- 4 苦情相談申立てに対する対応案（0121釧家総）
- 5 供覧票（R 4. 3. 2 4 作成の標題「A 書記官からの苦情申立てに対する対応案について」）
- 6 2 0 2 2 年特定月日特定曜日特定時刻に札幌高裁人事課専門官から B 課長宛てに送信されたメール
- 7 釧路地裁民事部職員からの苦情申立てに対する対応方針について（求意見）（令和 4 年 1 月 2 8 日付）（見え消し版）
- 8 釧路地裁民事部職員からの苦情相談について（R 4. 1. 2 8 付）（見え消し版）
- 9 苦情相談申立てに対する対応案（0128釧家総）（見え消し版）
- 1 0 決裁供覧票（R 4. 4. 1 作成の標題「A 書記官からの苦情申立てに対する対応について」）
- 1 1 令和 4 年 3 月 2 5 日付け A 書記官対応メモ（要旨）
- 1 2 2 0 2 2 年特定月日特定曜日特定時刻に開示申出人から B 課長宛てに送信されたメール
- 1 3 2 0 2 2 年特定月日特定曜日特定時刻に開示申出人から C 所長等宛てに送信されたメール
- 1 4 決裁票（R 4. 4. 1 3 作成の標題「A 書記官からの苦情申立てに対する対応について」）
- 1 5 苦情を申し立てた職員への今後の対応について（求意見）（令和 4 年 4 月 1

8日付)

- 1 6 当庁民事部における時間外ミーティングの超過勤務手当に関する処理について（情報提供）
- 1 7 時間外ミーティングの超過勤務に関する処理方針について
- 1 8 令和2年11月分の超過勤務一覧表
- 1 9 令和3年3月分の超過勤務一覧表
- 2 0 勤務時間の申告・割振り簿
- 2 1 令和3年8月分の超過勤務一覧表
- 2 2 苦情を申し立てた職員からの質問への対応案について（案）
- 2 3 超過した勤務時間について
- 2 4 決裁票（R4.5.9作成の標題「A書記官からの苦情申立てに対する対応について」）
- 2 5 苦情を申し立てた職員への今後の対応について（求意見）（令和4年4月18日付）（見え消し版）
- 2 6 2022年特定月日特定曜日特定時刻に札幌高裁人事課企画官からB課長宛てに送信されたメール
- 2 7 2022年特定月日特定曜日特定時刻に札幌高裁人事課企画官からB課長宛てに送信されたメール
- 2 8 令和4年5月9日付け電話聴取書（午後1時35分ごろ）
- 2 9 令和4年5月9日付け電話聴取書（午後4時45分ごろ）
- 3 0 令和4年5月9日付け面談録取書
- 3 1 決裁票（R4.6.27作成の標題「A書記官からの苦情申立てに対する対応について（求意見）」）
- 3 2 苦情を申し立てた職員への今後の対応について（求意見）（令和4年6月●●日付）
- 3 3 2022年特定月日特定曜日特定時刻に開示申出人からC所長等宛てに送信

されたメール

- 34 決裁票（R4.8.8作成の標題「A書記官からの苦情申立てに対する対応について」）
- 35 釧路地裁民事部及び釧路家裁書記官・調査官室の休暇簿の管理方法について（令和4年8月●●日付）
- 36 2022年8月30日火曜日13：13にB課長から開示申出人宛てに送信されたメール
- 37 決裁票（R4.9.1作成の標題「A書記官からの特定月日付メールに対する対応について」）
- 38 「件名 苦情申立人からの返信について」と題するメール
- 39 2022年特定月日特定曜日特定時刻に開示申出人からB課長宛てに送信されたメール
- 40 メール送信案 紙・1枚
- 41 超過勤務等命令票（令和4年4月分）
- 42 超過勤務等命令票（令和4年5月分）
- 43 超過勤務等命令票（令和4年6月分）
- 44 超過勤務等命令票（令和4年7月分）
- 45 超過勤務等命令票（令和4年8月分）
- 46 超過勤務等命令票（令和4年9月分）
- 47 長期病休その他健康状況に関する記録